★管轄のハローワークへ【大牟田地域企業合同面談会】で使用する求人を確認する際の留意事項等について（補足説明）

① 面談会で使用予定の求人確認・受付期間
令和４年 12 月１日（木）～12 月 16 日（金）までに、
管轄のハローワークで面談会に使用したい求人票の状況確認または必要に応じて新規求人の申込みを速やかに行ってください（締め切り厳守！）。

② 面談会で使用したい求人票の状況を管轄のハローワークへ確認される際は、
◎ 当日使用したい求人別に、既存の求人を面談会でも使用するのか、または
◎ 新規で使用（公開）したい求人なのかを、必ずお申し出いただき
既存の求人を面談会でも使用する場合は、現在公開中のどの求人番号の求人を使用したいのかを、必ず管轄のハローワークへお申し出ください。

なお、既存の公開求人を面談会でも使用する場合、
対象求人票の上部に表記されている「受付年月日（＝求人を受理した年月日）」が令和４年１１月３０日までとなっている求人票につきましては、
↓
面談会（2/12）当日において公開（有効）中の状態となるように、**特例的処理**として
１２月の初めに管轄のハローワークにて、同じ内容で求人の更新処理を実施することで、求人番号を新しい番号へ切り替え、かつ紹介期限日（＝求人の公開期限日）が「令和５年２月２８日」までとなるような作業を行いますので、予めご了承願います。

（但し１２月中に、既存の求人ではなく、新規で求人を出された場合につきましては、自動的に紹介期限日（＝求人の公開期限日）が「令和５年２月２８日」までとなりますので、上記の特例的処理は行いません。）

③ 今回、面談会で使用する求人につきましては、面談会向けの**「専用」**求人といった**取扱いはいたしません**ので、通常の公開求人としても随時閲覧される形となります。
面談会が開催される前に対象の求人票を見られた求職者の方から、ハローワークを通じて各参加事業所あてに随時、応募や紹介の連絡が来ることも予想されますが、その際は面談会に参加される予定の求職者の方も含めて、選考を行っていただく必要がありますので、**面談会が終了するまでの間は、「面談会の前に採用者が決まった」といった理由で、急に対象となる求人票を取り下げたり、求人内容の変更を行ったりしないようお願いします。**

④　使用する求人票の職種は**１求人１職種のみ**になりますので、例えば、営業及び事務などの２職種を１求人では出せませんし、事務及び事務補助をひとくくりにした求人を出すこともできませんので、ご注意ください。

⑤　面談会で使用する求人票の裏面、「求人に関する特記事項欄」には、大牟田地域企業合同面談会求人、または当日参加予定の事業所である旨の各種表記を施す予定としております。

⑥　また、使用する求人票内の公開範囲を、●「１　事業所名等を含む情報を公開」とすること及び、●求人情報提供の希望を「地方自治体・民間人材ビジネス」共に「不可」とすることについて、予めご了承願います。

以上、様々な注意点やご了解いただく点も多々ありますが、面談会を円滑に進めていくうえで重要な事項となりますので、何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】
ハローワーク大牟田
電話：0944-53-1551（代表）
直通：0944-69-0005
ＦＡＸ：0944-54-1540